



携帯用レーザー応用装置のSG基準

財団法人製品安全協会制定・12 安全業第 127 号 2001 年 2 月 23 日

財団法人製品安全協会改正・22 安全業 G 第 169 号 2011 年 3 月 25 日

一般財団法人製品安全協会改正・26 安全業 G 第 253 号 2014 年 4 月 1 日

一般財団法人 製品安全協会

携帯用レーザー応用装置のSG基準

Approval Standard and Standard Confirmation Method for Portable Laser Applied Appliances

1. 基準の目的

この基準は、携帯用レーザー応用装置の安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害の防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、携帯用レーザー応用装置（レーザー光（可視光線に限る。）を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る。）について適用する。

3. 形式分類

携帯用レーザー応用装置の形式分類は次のとおりとする。

- (1) 種類による分類：①対象、位置等を指し示す為に用いるもの、②装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的としたもの、③その他のもの
- (2) 形状による分類：①外形上玩具として使用されることが明らかなもの、②その他のもの
- (3) 全長による分類：①8センチメートル未満のもの、②8センチメートル以上のもの
- (4) レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能による分類：①あるもの、②ないもの
- (5) 放出状態維持機能による分類：①あるもの、②ないもの
- (6) レーザー光の種類による分類：①持続波のもの、②パルスのもの
- (7) レーザー光の色による分類：①赤色のもの、②その他のもの
- (8) 表示する文字又は図形による分類：①フィルターを用いて点以外の文字又は図形を表示できるもの、②振動装置を用いて点以外の図形を表示できるもの、③点のみ表示できるもの、④その他のもの

4. 安全性品質

携帯用レーザー応用装置の安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外 観 及 び 構 造	<p>1. (1) 次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(外形上玩具として使用されることが明らかなものおよびそれ以外の形状のものであって装置の設計上または機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものを除く。)にあつては、日本工業規格C6802(2005)レーザー製品の安全基準3.17クラス1レーザー製品は3.19クラス2レーザー製品であること。</p> <p>① 全長が8cm以上であること。</p> <p>② レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有すること。</p> <p>(2) (1)のもの以外にあつては、日本工業規格 C6802(2005)レーザー製品の安全基準 3.17 クラス1レーザー製品(その放出持続時間が8.4e)時間基準3)を満たすものに限る。)であること。</p>	<p>1. (1)①から②の各号については目視、スケールにより確認すること。</p> <p>また、レーザー製品のクラスについては日本工業規格C6802(2005)レーザー製品の安全基準3.17クラス1レーザー製品は3.19クラス2レーザー製品であることを測定して確認すること。</p> <p>(2)レーザー製品のクラスについては日本工業規格C6802(2005)レーザー製品の安全基準3.17クラス1レーザー製品(その放出持続時間が8.4e時間基準3)を満たすものに限る。)であることを測定して確認すること。</p>
2. 出 力	<p>2. 出力安定化回路を有すること。</p>	<p>2. 目視等により確認すること。</p>
3. 機 能	<p>3. (1) 外形上玩具として使用されることが明らかなもの又はそれ以外の形状のものであつて対象、位置等を指し示すために用いるものにあつては、レーザー光の放出状態を維持する機能(ただし、手動により維持する</p>	<p>3. 目視等により確認すること。</p>

項 目	基準	基準確認方法
	<p>場合を除く。以下「放出状態維持機能」という。)を有さないこと。</p> <p>(2) (1) のもの以外のものにあつては、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、放出維持機能を有することができる。</p> <p>①レーザーシステムが故障した場合には、シャッター等によりレーザー光を自動的に遮断する機能、レーザー光の放出を自動的に停止する機能等を有すること又は当該装置に割り当てられてクラスの被ばく放出限界（日本工業規格 C6802(2005) レーザ製品の安全基準 8.3 クラス分けに対する責任に示されたものをいう。)を超えないようにレーザー光の放出量を自動的に調整する機能を有すること。</p> <p>③ 使用者の操作によらず、レーザー光の放出が停止された場合において、再度レーザー光を放出するときは、スイッチを入れ直すこと等を必要とすること。</p>	

5. 表示

携帯用レーザー応用装置の表示は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表 示	<p>1. (1) 申請者の名称又はその略号及び日本国内の輸入・販売事業者の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。ただし、外形上玩具として使用されることが明らかなものにあつては③の注意事項を表示することを要せず、それ以外の形状のものうち、装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものにあつては①及び②の注意事項を表示することを要せず、カメラにあつてその焦点を自動的に調節する機能を有するもの(日本工業規格G6802(2005)レーザー製品の安全基準3.17クラス1レーザー製品(その放出持続時間が8.4e)時間基準3)を満たし、かつ、レーザー光を連続して照射する時間が3秒未満であるものに限る。))にあつては②の注意事項を表示することを要しない。</p> <p>①レーザー光をのぞきこまない旨。</p> <p>②レーザー光を人に向けない旨。</p> <p>③子供に使わせない旨。</p>	1. 目視等により確認すること。